

第26回 神奈川県弁護士会人権賞 受賞決定者

1	社会福祉法人 川崎いのちの電話	<p>略歴</p> <p>1986年 12月 「川崎いのちの電話」としてスタート 1991年 3月 社会福祉法人「川崎いのちの電話」として認可される 1992年 24時間体制開始(週末金、土、日実施) 1995年 365日24時間体制となる 1995年 設立以来の理事長である近藤俊朗氏が川崎市社会功労賞受賞 2001年 厚生労働省フリーダイヤル自殺予防いのちの電話開始 2009年 川崎市自死遺族ホットライン事業への協力開始 2011年 いのちの電話震災ダイヤル開始(東日本大震災) 2015年 インターネット相談開始</p>
		<p>表彰事項</p> <p>精神的危機に直面し、助けと励ましを求めている人々に、電話による対話の場を提供し、悩みの軽減または開放を図り、多様な福祉サービスが利用者の個人の尊厳を保持しつつ自立した生活を営むことを目的として、電話相談活動の他、講習会、講演会を行うことで広く自殺予防に向けた啓発活動に取り組んでいること。</p>
		<p>推薦理由</p> <p>設立から30年以上にわたり、さまざまな悩みを抱えた人の気持ちと24時間・365日受け止め、自殺の危機を未然に防いでいることは、市民の命と健康を守るという点で非常に大きな貢献となっており、更にコロナ禍における景気の悪化や孤立化・孤独化により、その必要性はますます高まっていること。</p>
2	伊藤 由紀夫	<p>略歴</p> <p>1980年 早稲田大学教育学部卒業し、家庭裁判所調査官補に採用 1983年 家庭裁判所調査官昇任 2018年 退官 2021年5月6日に亡くなるまで、調査官時代の経験を活かし非行少年・家庭の支援し、少年法改正の問題点について追及</p>
		<p>表彰事項</p> <p>・調査官時代、少年や保護者、学校、職場などに働きかけ、少年が自主的に問題を解決できるよう努め、退官後は、非行克服支援センターの相談員として、民間の立場から非行少年やその親のサポート行い、裁判員裁判の専門家証人や付添人としての活動を行ってきた。 ・少年法改正について、調査官時代から一貫して反対の立場を表明し、退官後も積極的な活動を行い、18歳・19歳の者にも少年法の適用があることを維持することに尽力した。</p>
		<p>推薦理由</p> <p>少年法改正の問題について、適用年齢を18歳未満に引き下げる方針が有力であったところ、18・19歳の者についても、全ての事件を家庭裁判所に送致し、調査官の調査や少年鑑別所の鑑別を実施した上で、保護処分を行うという従前の手続を維持することができた。これは、4年にも及ぶ法制審議会の議論があり、少年司法・少年矯正に関わる実務家をはじめとする関係者及び団体等による積極的な取り組みがあったが、伊藤氏がその中心的役割を担ったことは間違いなく、その功績を讃えたい。</p>